

第1回 鹿屋市総合計画審議会

期 日：平成30年8月28日（火）

時 間：14:00～16:00

場 所：全員協議会室

会 次 第

1 開 会

2 委員の委嘱

3 市長あいさつ

4 会長選出

5 総合計画の諮問

6 会長あいさつ

7 協議

（1）総合計画策定の基本的な考え方について

（2）総合計画の骨子案について

（3）その他

8 その他

9 閉 会

鹿屋市総合計画審議会委員

No.	役 職	氏 名	備 考
1	国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長	吉柳 岳志	
2	鹿児島県大隅地域振興局長	堀之内 健郎	
3	鹿屋商工会議所会頭	坪水 徳郎	
4	鹿児島きもつき農業協同組合 代表理事組合長	下小野田 寛	
5	鹿屋市社会福祉協議会会長	浜田 保	
6	日本労働組合総連合会鹿児島県連合会 大隅地域協議会副議長	一松 荘八	
7	鹿屋市医師会長	小倉 修	
8	鹿屋市文化協会会長	福園 力	
9	鹿屋市町内会連絡協議会会長	上籠 司	
10	鹿屋市PTA連絡協議会副会長	大塚 千穂弥	
11	鹿屋体育大学教授 (スポーツ人文・応用社会科学系)	山田 理恵	
12	鹿児島大学准教授 (大学院理工学研究科(工学)建築学専攻)	柴田 晃宏	
13	志學館大学准教授 (社会連携センター)	志賀 玲子	
14	鹿児島銀行鹿屋支店長	藤崎 和彦	
15	(株)おおすみ観光未来会議COO	石田 一彦	
16	1級建築士 (鹿屋市女性人材リスト登録者)	落司 ひとみ	
17	幼稚園教諭 (鹿屋市女性人材リスト登録者)	隈崎 和代	
18	公募市民	山藺 浩二	
19	公募市民	延時 幸子	
20	公募市民	宮内 亜里沙	

鹿屋市総合計画審議会条例

平成 18 年 6 月 30 日
条例第 235 号

(設置)

第 1 条 本市行政の長期的かつ総合的な計画を樹立するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、鹿屋市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、鹿屋市総合計画について調査及び審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 市の区域内の公共的団体等の役員及び職員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る期間とする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は会務を総理し、審議회를代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議について必要な事務に従事する。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(省 略)